

# 第1部 業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

## 1.1 業務継続計画の策定趣旨

愛媛県では、南海トラフ巨大地震などの大規模な自然災害や武力攻撃、テロなどの県民生活に深刻な影響を与える危機事象が発生した場合には、災害対策本部を立ち上げ、組織の全力を挙げて災害対応に当たるとともに、県の業務が停止することにより県民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼす業務を継続する必要がある。

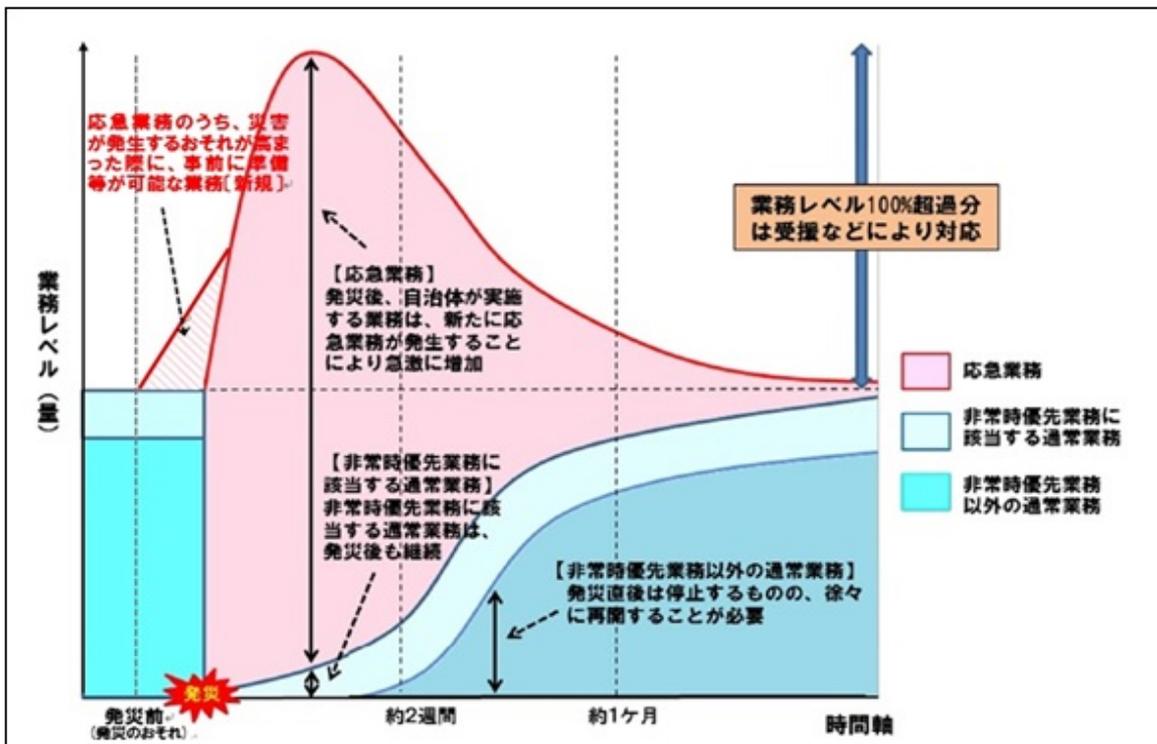
しかしながら、このような危機事象が発生した場合は、県自体も周辺地域と同様に被災し、業務実施に必要不可欠となるヒト、モノ、情報やライフライン等の人的・物的資源に制約を受け、業務の継続が困難となる恐れがある。

そのため、このような状況下でも、南予地方局の機能を維持し、県民の生命、身体及び財産を保護するという県の責務を果たすため、最優先されるべき災害応急対策業務及び継続の優先すべき通常業務などを非常時優先業務として特定するとともに、業務実施に必要な資源の確保・配分等の措置を事前に講じ、非常時においても適正な業務の執行を図ることができるよう平成24年3月に愛媛県南予地方局業務継続計画（南予地方局版BCP）を策定した。

また、平成28年3月には、東日本大震災（平成23年3月）から得られた教訓、愛媛県地震被害想定（平成25年12月）を受け、より厳しい想定の下、県災害対策本部を中心として、非常時優先業務を継続して実施できるように改定を行っている。

さらに、令和3年3月には、平成30年7月豪雨災害の検証結果及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画の変更（令和元年5月）を踏まえ、発災前の対応について検討し、必要に応じて追加・修正するとともに、平成30年7月豪雨災害の経験を踏まえた見直しを行った。

### 業務継続計画導入後のイメージ



出典：内閣府（防災担当）「市町村のための業務継続計画作成ガイド」を一部改編

## 1.2 業務継続の改定趣旨

南海トラフ地震による津波災害に備え宇和島庁舎の利用形態を見直すなど、PDCAサイクルのもと現計画を検証のうえ、ブラッシュアップを図り、災害対応力のさらなる強化を目指す。

## 1.3 業務継続の基本方針

県は、大規模災害等発生時において、次の方針に基づき業務を継続する。

### <基本方針1>

県民の生命・身体・財産を保護し、被害の拡大を防止するとともに、行政機能の低下に伴う、県民の生活や経済活動への影響を最小限にとどめるため、災害応急対策を中心とした非常時優先業務を最優先に実施する。

### <基本方針2>

非常時優先業務の実施に必要な人員、資機材等の資源の確保・配分に当たっては、限られた資源を最大限に有効活用するため、全庁横断的に調整する。

### <基本方針3>

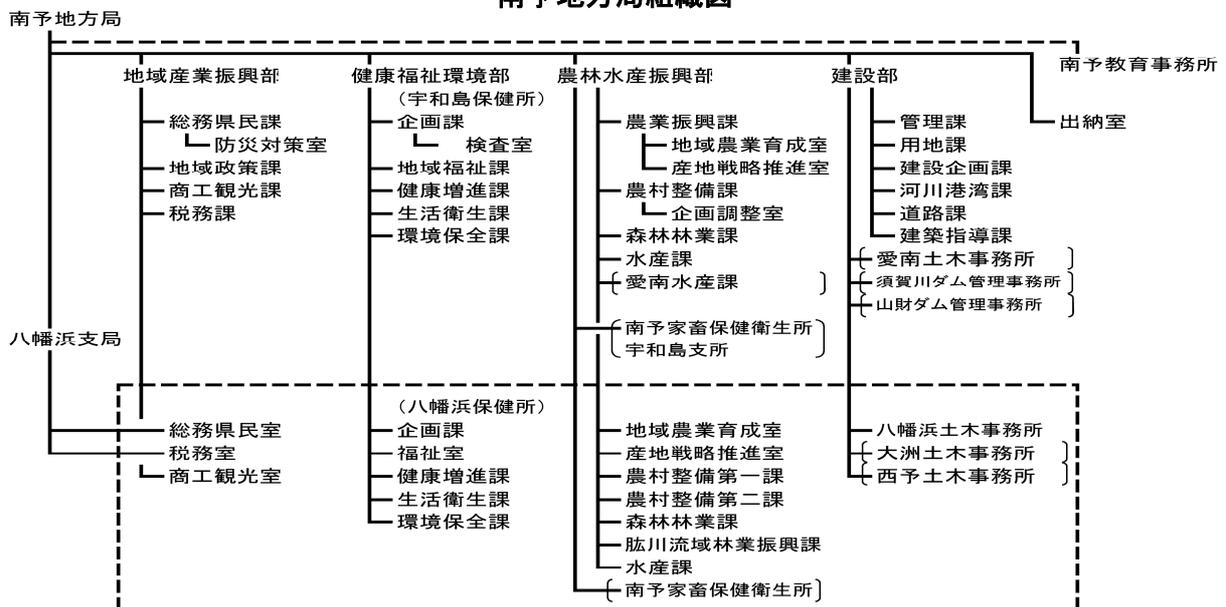
非常時優先業務以外の通常業務は、縮小・中断する。その後、非常時優先業務の実施に支障のない範囲で早期の再開を目指す。

## 1.4 業務継続計画の対象

### 1.4.1 組織の範囲

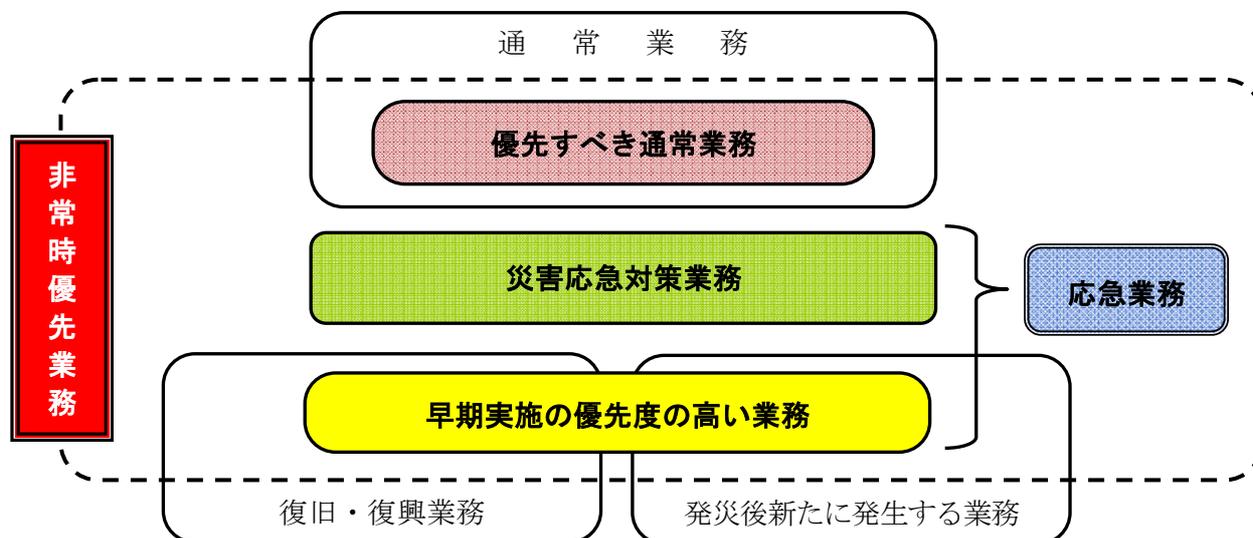
本計画は、宇和島及び八幡浜庁舎において業務を執行している地域産業振興部、健康福祉環境部、農林水産振興部、建設部、出納室、南予教育事務所及び、八幡浜支局を対象とする。

南予地方局組織図



### 1.4.2 非常時優先業務の範囲

非常時優先業務は、発災前及び発災後直ちに実施すべき「災害応急対策業務」及び「復旧・復興業務」や「発災後新たに発生する業務」のうち優先度の高い業務（以下「応急業務」という。）に加え、「通常業務」のうち「優先すべき通常業務」をいう。



### 1.4.3 地域防災計画との関係

地域防災計画は、県や市町等防災機関が連携して実施すべき、予防・応急・復旧・復興に至る業務を総合的に示す計画であり、一方、地方局業務継続計画は、災害時に、県（地方局及び支局（以下「地方局」という。））自体が被災し、県（地方局）の業務資源が制約を受けた場合に、県（地方局）が実施すべき地域防災計画に定められている応急業務や優先して取り組むべき通常業務などの非常時優先業務の実効性を確保するための計画である。

< 地方局業務継続計画と地域防災計画の比較 >

|         | 地方局業務継続計画（BCP）   | 地域防災計画  |
|---------|--|---|
| 主体      | 県（地方局）   | 県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関  |
| 計画の内容   | 災害時に、県（地方局）の業務資源が制約を受けた場合においても、非常時優先業務を適正に遂行できるよう、予め対策等を検討し、定めるもの。   | 災害対策について、県、市町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関が何をすべきかを定めるもの。                                     |
| 対象業務の範囲 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害応急対策業務</li> <li>・ 優先度の高い復旧・復興業務</li> <li>・ 発災後新たに発生する優先度の高い業務</li> <li>・ 優先すべき通常業務</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防業務</li> <li>・ 災害応急対策業務</li> <li>・ 復旧・復興業務</li> </ul> |